

自治体名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	自治体数計	整理案への取込	整理案への取込の概要
	札幌市	川崎市	遠野市	石巻市	岐阜市	目黒区	豊島区	小金井市	上越市	魚津市	射水市	白山市	名張市	名古屋	豊田市	岩倉市	日進市	筑紫野市			
制定年月日	平成20年11月7日	平成12年12月21日	平成21年3月23日	平成21年3月26日	平成18年3月27日	平成17年12月1日	平成18年3月29日	平成21年3月12日	平成20年3月28日	平成18年3月20日	平成19年6月20日	平成18年12月20日	平成18年3月16日	平成20年3月19日	平成19年10月9日	平成20年12月18日	平成21年9月29日	平成22年3月30日			
前文（条例の理念）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	17	○	
第1章 総則																					
条例の目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	○	
用語の定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	○	
基本理念				○		○		○				○	○				○	○	8		前文に包含されるため取込なし。
関係者の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	○	
国等への要請		○																	1		取込自治体数が少ないため取込なし。
第2章 子どもの権利の普及																					○
広報及び普及	○	○	○		○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	14		
子どもの権利の日（子ども条例の日）	○	○											○			○			4		「子どもの権利の普及」については、広報及び普及、学習等など幅広い取組みが必要なことから、全体として取込む。
学習等への支援	○	○							○				○		○		○	7			
第3章 子どもにとって大切な権利																					
子どもにとって大切な権利の総論	○	○	○		○		○	○		○	○			○	○	○	○	○	13	○	
安心して生きる権利	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	16		
守られる権利			○	○	○					○		○	○			○	○	○	9		
自分らしく生きる権利（ありのままの自分である権利）	○	○		○		○		○	○						○	○	○		9		
豊かに育つ（自分を豊かにし、力づけられる権利）	○	○	○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○	13		
参加する権利	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	16		
愛される権利																	○		1		
遊ぶ権利																	○		1		
心や体を休める権利																	○		1		
自然とふれ合う権利																	○		1		
個性が尊重されること							○	○						○					3		
思いを伝えること（意見表明）							○	○									○		3		
かけがえのない時を過ごすこと							○												1		
社会の中で育つこと							○												1		
支援を求めること					○		○	○											3		
子どもの生育環境の保全										○									1		
子育て支援			○			○				○		○		○	○	○	○	○	9		
子どもの育ちの支援			○			○													2		
子どもの健康の保持増進															○				1		
子どもの務め																○			1		

